

※ 令和6年度に向けて、一部見直しを検討中

## 令和5年度 生徒心得について

本校生徒は本校の教育目標に従って、人格の形成を目指し、常に本校生徒としての自覚のもとに行動することが大切である。誇りある楽しい学校をつくることは各自の努力と協力によってのみ達せられるものである。次に掲げる心得をよく守り、明るく規則正しい、しかも有意義な学校生活を過ごすよう努力して欲しい。

### (1) 服装

本校生徒の服装は、清潔で常に質素、端正を重んじ、華美なものはさげなければならない。詳しくは服装頭髪規定を参照する。

### (2) 所持品

学校は勉学の場であること自覚し、学習の妨げとなるような物や不必要な物等を持参してはならない。

- ① カバンは黒・紺を基調とするものとし、華美でないものとする。
- ② 全ての所持品には必ず記名する。
- ③ ナイフ等の危険なものを所持することは禁止する。
- ④ 携帯電話（許可制）、雑誌・マンガ、ゲーム機、携帯型音楽プレーヤー、カードゲーム、菓子類など学習に必要な物の持ち込みは禁止する。
- ⑤ 女子の膝掛けについては使用のマナーを守ること。

### (3) 礼儀

学校全体の明るく、健全な雰囲気をつくり、学校生活を意義あるものにするために、お互いが日常的な言動に留意しなければならない。特に、言葉づかいや礼儀など、常に高校生としての品位を守り、相手を尊重する態度を養わなければならない。

- ① 職員に対しては、明るくはきはきとけじめをもって接し、常に会釈をしよう。
- ② 生徒間の親和を図り、常に明るくあいさつを交わそう。
- ③ 外来者に対しては、礼儀を失わないよう、丁寧に対応しよう。

### (4) 交友

お互いに相手の人格を尊重し合い、自分の行動には責任をもち、明るく健全で対等な交際をするように心掛けなければならない。特に男女間の交際については、他人の誤解を招くことのないように十分注意しなければならない。

- ① 保護者や教師のいない宿泊旅行・キャンプ・合宿などは禁止する。就職や受験等による旅行はこの限りではない。
- ② 友人間の外泊は原則として禁止する。

## (5) 選挙運動等について

生徒会の活動以外の選挙運動等については次の通りとする。

- ①公職選挙法及び関連法を遵守する。
- ②学校敷地内及び周辺道路での活動は禁止する。
- ③学校以外で活動をする場合は、特別活動参加届を提出する。

## (6) 集会その他の届け出

学校内外を問わず、秩序を乱すようなことがあってはならない。届け出・許可を必要とするものは必ず事前に申し出なければならない。

- ① 学校内外での集会（前項(5)を除く）・掲示・旅行・アルバイト等は、必ず届け出て、許可を受ける。
- ② 休業日等に運動場・校舎・校具等を使用する場合は、必ず届け出て、許可を受ける。

## (7) 通学

登下校にあたっては交通ルール・マナーを遵守し、他の人に迷惑をかけず、危険のないように心掛けなければならない。また、地域の一員であることを常に自覚し、高校生としての品格を落とすような言動が登下校中であってはならない。

- ① 徒歩で通学するものは右側通行とし、二列以上横に広がらず、他の交通の迷惑にならないようにする。
- ② バス・電車で通学するものは、乗降を速やかにし、車上では他の人に迷惑をかけたたり、不快な思いをさせたりしないように注意する。定期券の購入は事務室で手続きをする。
- ③ 自転車通学の許可条件および遵守事項は以下のとおりである。自転車通学を希望するものは必ず学校所定の手続きをとり、許可を受ける。

### ア 通学許可条件

- ・通学に使用できる自転車はシティサイクル型のみとする。  
(マウンテンバイクや折りたたみ型などは不可とする。)
- ・ハンドルは普通型であること。
- ・車体の整備・点検がなされていること。
- ・車体に荷台・前カゴのいずれかが付いていること。  
(荷台のみの場合は荷ヒモを必要とする。)
- ・自転車防犯登録がしてあること。
- ・車体に本校許可ステッカーが所定位置(後車輪の荷台下)に貼付してあること。
- ・賠償責任保険に加入すること。

※ 鹿児島県PTA連合会総合保障制度に加入することが望ましい。

#### イ 遵守事項

- ・交通ルールを守り，安全運転に努める。
- ・2人乗り，傘さし運転，並進，無灯火，右側走行はしない。
- ・許可された自転車は所定の場所に駐輪し，必ず施錠をする。  
(二重ロックが望ましい。)
- ・学校外の駐輪はしない。
- ・雨の日は雨具を着用する。
- ・車体の整備，点検を日常的に行う。

④ 単車(50 ccのみ，それ以外は禁止)の免許取得および単車通学の許可条件，遵守事項は以下のとおりである。免許取得や単車通学を希望するものは必ず学校所定の手続きをとり，許可を受ける。

#### ア 単車免許取得について

- ・単車通学の許可条件を満たし，単車通学を希望するものだけとする。
- ・免許取得は長期休業中のみとする。
- ・免許取得試験の結果について始業式の日必ず報告する。

#### イ 通学許可条件

- ・原則として，学校から4 km以上25 km以下(最寄駅まで3 km以上)であること。
- ・通学に使用できる単車は黒カバンを安全に固定できる荷台がついているスクーター型またはカブ型のものとする。(荷ヒモを必ず使用する)
- ・車体に本校許可ステッカーが貼付してあること。
- ・ヘルメットは黒または白の単色のフルフェイス型であること。

#### ウ 遵守事項

- ・交通ルールを守り，特に法定速度(30 km/h)を遵守するなど安全運転に努める。
- ・2人乗りや暴走等，危険な行為を絶対にしない。
- ・足元にカバンや荷物を置いて運転をしない。
- ・許可された単車は所定の場所に駐輪し，必ず施錠をする。  
(二重ロックが望ましい)
- ・学校外の駐輪はしない。
- ・車体の整備，点検を日常的に行う。

### (8) その他

有意義で健全な生活を過ごすために，また，社会で通用する人間を目指すために，基本的な生活習慣やマナーを身につけ，それを常に実践できるよう心掛けなければならない。

- ① 遅刻や欠席をする際は，保護者を通して必ず担任(副担任)に届け出る。
- ② 早退をする際は，必ず担任(副担任)に届け出る。
- ③ 事情により，校外に出る際は，担任(副担任)の許可(生徒手帳)を得て出る。

- ④ 食事は教室および指定された場所とする。
- ⑤ 購買部で買った飲食物の後始末を必ず行う。また、校外外を問わず、食べ歩きや飲み歩きは禁止する。
- ⑥ 生徒の飲酒・喫煙は禁止する。
- ⑦ パチンコ店、マージャン荘、アルコールの出る飲食店、マンガ喫茶、インターネットカフェ、風俗店等、有害な遊技場への出入りは禁止する。ただし、喫茶店、休日のカラオケボックスへの出入りは保護者同伴の条件付で認める。
- ⑧ 催し物(コンサート等)は学校で禁止したもの以外は観覧してよい。ただし、出演については許可を必要とする。
- ⑨ 暴力行為やいじめは理由の如何にかかわらず厳禁する。
- ⑩ 日没後の外出は原則として禁止する。やむを得ない場合は保護者またはこれに代わる者の同伴を要する。
- ⑪ アルバイトの許可条件は以下のとおりである。アルバイトを希望するものは必ず学校所定の手続きをとり、許可を受ける。
  - ・長期休業中に限る。(3年生は卒業考査後也可。)
  - ・原則として、居住する市町村といちき串木野市に限る。
  - ・酒類を主として提供する飲食店や喫茶店等で働くことは禁止する。また、危険をとまなう労働や遊技場で働くことも禁止する。
  - ・原則として、平常時のアルバイトは認めない。ただし、保護者の申し出により特別の事情があると認められる場合は生徒指導部・職員会議で審議する。
- ⑫ 公共物を大切に扱う。もし、破損した場合は、必ず担任(副担任)に届け出る。場合によっては弁償させることもある。
- ⑬ 下校時間は、3月～10月は19時、11月～2月は18時30分とする。ただし、必要に応じて係教師・顧問の許可を得て延長することができる。なお、延長時刻については、3月～10月は19時30分、11月～2月は19時とする。(再延長については職員会議で了承を得る。)

※ 校則・交通違反、その他串木野高校生として恥ずべき行為のあったものは厳しく指導する。ただし、違反者が正直にかつ速やかに届けた場合は、指導内容を考慮する。